サービスの流れ

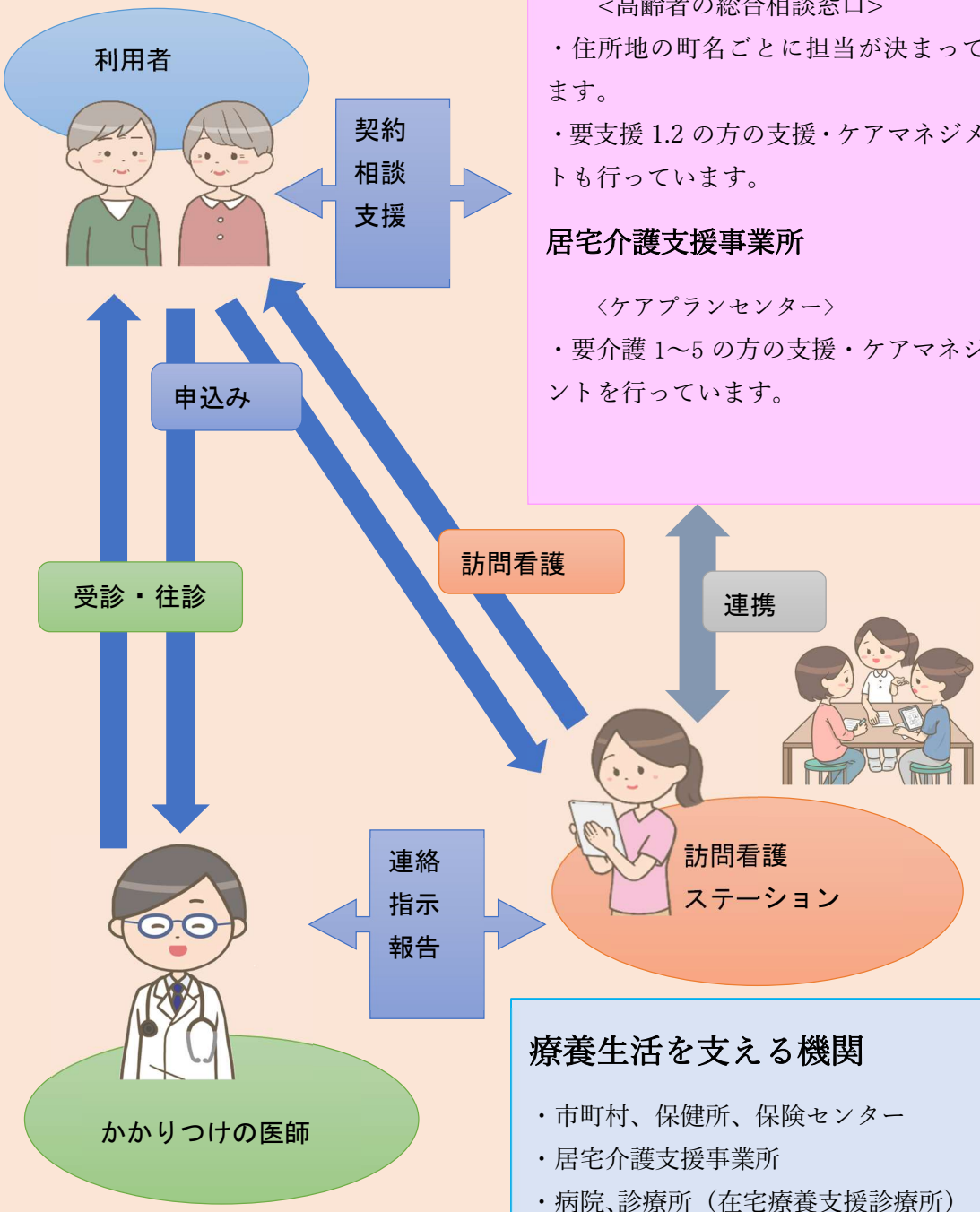

地域包括支援センター

<高齢者の総合相談窓口>

・住所地の町名ごとに担当が決まっています。

・要支援 1.2 の方の支援・ケアマネジメントも行っています。

居宅介護支援事業所

〈ケアプランセンター〉

・要介護 1～5 の方の支援・ケアマネジメントを行っています。

療養生活を支える機関

・市町村、保健所、保険センター

・居宅介護支援事業所

・病院、診療所（在宅療養支援診療所）

・通所施設、入所施設など